

市民公益税制P T 中間報告書の概要

1 所得税の税額控除制度の導入

- ・ 現在、個人が認定NPO法人等に寄附を行った場合、「寄附金額（所得の40%が限度）－2千円」を所得から控除できる（所得控除制度）。
- ・ 草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする（所得税額の一定割合までを限度）。

2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し

(1) PST（パブリック・サポート・テスト）要件の見直し

- ・ 認定NPO法人の認定要件の一つに、経常収入に占める寄附金等の割合が1/5以上であること（PST）がある。これについて、事業収入が多いNPO法人はクリアしにくいとの指摘がある。

$$\frac{\text{寄附金、国の補助金等、会費}}{\text{寄附金、国の補助金等、会費、事業収入}} \geq \frac{1}{5}$$

- ・ 事業収入が多いNPO法人でもPSTをクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。
- ・ また、地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人についてはPST要件等を求めないこととする。

(2) いわゆる「仮認定」制度の導入

- ・ P S Tは、寄附優遇等を受けるためのテストであるが、寄附収入の実績がないとクリアできない。そこで、N P O法人のスタートアップを支援するため、P S Tを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。
- ・ なお、制度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置を検討する。

(3) 事後チェック型の制度への移行等

- ・ 認定N P O法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を検討する。
- ・ 国税庁が行っている認定事務について、N P O法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、法人の設立認証を行った地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。
- ・ 認定N P O法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の20%までを損金算入できる。この割合について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引上げを検討する。

3 地域において活動するN P O法人等の支援(個人住民税)

(1) 寄附対象団体の拡大

- ・ 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附

金の範囲を超えて、NPO法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。

(2) 地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用）

- ・ 個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する（この場合、所得税も同様の扱いとする）。

(3) その他

- ・ 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。

4 今後の進め方

- ・ 以上の施策について、平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計を進める。